

外国通貨債権と民事執行

——とりわけ銀行取引との係わりにおいて——

淺木慎一

目次

- 一、本稿の目的
- 二、外国通貨債権を執行債権とする本邦通貨債権に対する執行手続き（外国通貨の給付を求める債務名義に基づく本邦通貨債権の差押え）
- 三、英國 Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件の検討
- 四、本邦通貨債権を執行債権とする外国通貨債権に対する執行手続き（本邦通貨の給付を求める債務名義に基づく外國通貨債権の差押え）——本邦居住者外貨預金の差押えについて

一、本稿の目的

一国の居住者⁽¹⁾が、内国取引を通じて、金銭債権（金額債権）債務の帰属主体となるとき、当該債権債務の勘定貨幣として外国通貨を選択することを許されるか否かという問題は、一国の為替管理のみならず民事立法と密接に係

わる問題である。たとえば、一国の経済が慢性的に疲弊、混乱しており、当該国家の法貨に対する信頼が極度に低下しておれば、その居住者は、内国通貨よりも外国通貨、とりわけ世界経済における基軸通貨のいづれかを勘定貨幣とすることを欲するであろう。このような国家が自國通貨の威信を支えようとするならば、それは為替管理といつた次元の問題ではなく、外国通貨を勘定貨幣とすること自体を民法等によって禁ずるほかないであろう。

わが国においては、民法四〇二条三項が、外国通貨の給付を目的とする債権について、本邦通貨の給付を目的とする債権に準じて扱う旨を定めている。しかし、同条項は、外国通貨に本邦通貨としての効力を認めるものではなく、まして本邦通貨の効力を排除するものでもないから、外国通貨をもって債権額を指定したときでも、外国通貨自体の給付を明示的に条件としない限り、債務者は本邦通貨をもって弁済しうる旨が、民法四〇三条に定められている。以上によれば、わが国の民法上、本邦居住者は内国取引において任意に外国通貨債権債務の帰属主体たりうること、明らかである。

わが国の為替管理上はどうであろうか。わが国においては、第二次大戦後、比較的長期にわたって、いわゆる外貨集中制度がとられてきた。すなわち、一般居住者については、外貨債権または対外支払手段を取得した日から一定期間内にこれらを外国為替公認銀行、両替商または郵便官署に売却する義務が課せられていた。⁽²⁾ したがって、一部商社が銀行に外貨預金勘定の保有を認められるといった例外を除いて、わが国においては事実上、外国通貨債権が居住者間に存続すること自体が稀なことであり、それゆえ、内国取引における外国通貨債権をめぐる法的紛争が生じる余地も少なかつたと言えよう。しかしその後、昭和四七年五月に至り、当時の国際收支の黒字基調や欧米諸国においてこのような集中制度がとられていないこと等を背景に、外貨集中制度は廃止された。⁽³⁾ そして、これ以降、居住者が適法に取得した外貨または外国通貨債権を継続的に保有することを認めるための要件が徐々に緩和され、

昭和五五年一二月施行の現行外為法によって、わが国において居住者が平時に外国通貨債権を保有することが実質的に自由化されるに至った。これによって、わが国においても、内国問題として、外国通貨債権に関する法的問題を検討する環境が整つたと言えよう。

ところで、内国取引によって外国通貨債権債務が生じる場合、その当事者の一方が銀行であることが、わが国においては典型的的事例であると思われる。本邦通貨が世界経済における有力な基軸通貨のひとつとなつた今日、銀行取引以外の通常の内国取引、たとえば商事売買取引等において、売買代金債権等の勘定貨幣を、わざわざ外国通貨に置き換える実益に乏しいからである。これに対し、銀行取引においては、外貨の取扱いはその日常の営業に属する行為であり、銀行がいわゆるインパクト・ローンといった外国通貨債権の債権者となつたり、外貨預金取引等を通じて外国通貨債権の債務者となるといつた事態が常に生じている。

このような現状をふまえ、近時、銀行実務家を中心に、外国通貨債権をめぐる法的諸問題への関心が高まりつつある。その関心は主として、⁽⁴⁾ 外国通貨債権の債権者としての視座から、当該債権の管理、回収をいかに考えるべきかという点にあるものと思われる。たとえば、外国通貨債権を被担保債権とする担保物権の設定やその実行方法、外国通貨債権を自効債権とする相殺（異種通貨債権間の相殺を含めて）の問題の検討などが現実的課題として登場している。そつとすれば、当然のことながら、外国通貨債権を執行債権とする強制執行のあり方についても、いつそうの議論が必要であろう。

一方で、銀行による外国通貨債権の管理、回収の問題を視野に含めつつ、銀行が外国通貨債権の債務者となつた場合に生じるであろう問題の検討をなすこと、また重要な課題であると言える。すなわち、外貨預金等の取引量が拡大すれば、この種の預金も銀行の債権保全の引当てとして無視しえない存在となるであろうし、外貨預金が、

預金者の一般債権者にとって、強制執行の目的財産として無視しえない存在となろうからである。

このように、今後の銀行取引にあっては、外国通貨債権が、強制執行において、あるいは執行債権となり、あるいは目的債権となるといった場面が少なからず生じることとなる。したがって、外国通貨債権にかかる民事執行のあり方について、ある程度総合的な検討が不可欠であると言えよう。本稿は、右の問題に関するさしあたっての議論の契機を提供しようとするものである。

先に述べたように、わが国においては、実体法たる民法が、外国通貨の給付を目的とする債権について、本邦通貨の給付を目的とする債権に準じて取り扱おうとしている。そうとすれば、さしあたって、手続法においてもかかる実体法上の取扱いが反映されるべきであると考えることを出発点にするのが自然ではなかろうか。ただ、手続法面における外國通貨債権関連規定としては、破産法一二条、会社更生法一一七条等に、外国通貨債権の評価額に関する規定が存在するのみであり、肝心の民事執行法中には、外国通貨債権の取扱いに関する規定が存在しない。本稿においては、右の姿勢を出発点としつつ、以下の場面を対象として検討を進めるに至る。まず、外国通貨債権を執行債権とする場合にあっては、かかる債権が表示された債務名義に基づく本邦通貨債権を目的債権とする執行手続きのあり方を考察する。次いで、逆に、外国通貨債権が目的債権となる場合にあっては、本邦通貨債権が表示された債務名義に基づく外国通貨債権に対する執行手続きのあり方を考察する。

二、外国通貨債権を執行債権とする本邦通貨債権に対する執行手続き（外国通貨の給付を求める債務名義に基づく本邦通貨債権の差押え）

わが国の国内法上、裁判所が外国通貨債権の支払いを命じうることについては、とくに問題がなく、したがって

一般に、外国通貨の支払いを命じる判決は、そのまま債務名義となりうると解されているようである。⁽⁶⁾しかし、裁判所が金銭の給付を命じる場合には、常に本邦通貨によるべきであるという旨を示唆する見解も見うけられる。すなわち、わが国における金銭の給付を求める訴訟および執行は、わが国の法定通貨すなわち円貨によることを原則としていると解しうる⁽⁷⁾とするもの、あるいは、判決時において給付目的物の価額を円貨により確定しえないという執行手続きの上の不都合を回避するためには、主文において円貨による支払いしか命じることができないという、本邦通貨への強制兌換の原則があることを示唆するものがある。^{(8) (9)}

裁判所が自國通貨の支払いしか命じることができないとする考え方を採用する国は、今日の世界経済の牽引的役割りを果たしているいわゆる先進国においては、もはや例外的であると言える。かかる考え方を近時まで維持し続けた英國も、有名な *Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd.* 事件⁽¹⁰⁾以降、裁判所が外国通貨の支払いを命じうるという政策の採用に踏み切っている。

外国通貨債権にかかる訴訟において、強制兌換の原則は採用されるべきではなかろう。執行手続き上の不便、不都合は、外国通貨債権に対応すべく、現行執行法規定の目的論的な解釈によって、これらを可能な限り回避する努力をなすべきである。したがって、債務名義上に一定額の外国通貨の給付を求める請求権が表示されておれば、当該債務名義上にこれに相応する何らかの本邦通貨の表示がなくとも、それは債務名義として完全かつ有効なものであると解される。

次に、外国通貨債権のみが表示された債務名義の執行力ある正本に基づく強制執行がはたして金銭執行手続きに則つてなされうるか否かに関しては、従来、訴訟法学者によつて、およそ以下のような構成が唱えられているようである。

この構成は、外国通貨債権を、その性質上、真正外国通貨債権と不真正外国通貨債権とに区別するところから出発する。真正外国通貨債権とは、債務者が民法四〇三条のいわゆる代用給付権をまったく有しない外国通貨債権であり、不真正外国通貨債権とは、債務者に同条の代用給付権が認められる外国通貨債権を指す。⁽¹¹⁾ そして、前者については、執行法上、その債権は、民事執行法第二章第二節にいう「金銭の支払を目的とする債権」としての性質を有せず、一般的の「代替物の一定の数量の引渡しを請求する債権」として、同法一六九、一七〇条によって執行すべきであると説く。⁽¹²⁾ 一方、後者については、通常、履行地における為替相場によって本邦通貨をもって弁済しうるのであるから、たとえ債務名義に本邦通貨の表示がなくとも、金銭執行によることが可能であると解している。⁽¹³⁾

確かに、取引形態が多様化している今日、純粹な内国取引であっても、債権者がまさに外国通貨の弁済を受けること自体に意味があり、所期の通貨と異なる通貨で弁済がなされるのでは取引の目的を達せず、当事者の意思に反することが明らかであるという性質の外国通貨債権が存在することは否定しえない。⁽¹⁴⁾ したがって、必ずしも、内国取引において生じる外国通貨債権は常に不真正外国通貨債権であるとは断言しえない。内国取引を通じて生じる外国通貨債権であっても、真正外国通貨債権と不真正外国通貨債権の両者が存在することを認めるべきであろう。

しかし、強制執行手続きの上で、両外国通貨債権に右に示されたような区別を設ける合理性がどの程度存在するのであろうか。たとえば、ある判決主文が外国通貨の支払いのみを命じたものであるならば、たとえ当該支払債務が不真正外国通貨債務であつたとしても、判決主文の命じた外国通貨による支払債務が当該判決主文のうえで本邦通貨による支払債務になるとは考えられない。⁽¹⁵⁾かかる形式でなされた判決主文は、真正外国通貨債権に基づいて支払いを命じるものであれ、不真正外国通貨債権に基づいて支払いを命じるものであれ、その性質に何らの差異はないはずである。

この点を捉えて、実体法たる民法が外国通貨債権について本邦通貨債権に準ずる地位を与えていけるのを無視して、外國通貨を単なる物とみて、執行法上これを代替物の一定の数量の引渡請求権としてその執行方法によるべしとする考え方には疑問を呈し、このような考え方には、貨幣の國際性または統一貨幣への需要が高まっている時代の要求に合致しないものであり、債権者の保護にも欠けるのではないかと指摘する見解がある。⁽¹⁷⁾

この見解に従えば、真正外国通貨債権であれ、不真正外国通貨債権であれ、外國通貨債権が執行債権として表示された債務名義に基づく強制執行は、本邦通貨金銭債権に準じて、民事執行法第二章第二節の規定するところに従つてなされるべきことになる。

今日のような複雑な経済的分業に基づく取引社会においては、多種多様な取引を媒介するための一般的価値尺度として、たとえ内国取引であっても、自國法貨のみに頼ることに限界があることは、首肯しうるであろう。外國通貨を直ちに本邦通貨と同等の法貨であるとみなすことはできないが、少なくとも民法四〇二条三項の適用がある限り、外國通貨を自由貨幣とまったく同視することもできない。⁽¹⁸⁾ 今日ではむしろより積極的に、外國通貨を他の自由貨幣と厳然と区別し、本邦通貨に近い地位を与えるべきではなかろうか（もちろん、すべての外國通貨という意味ではなく、わが国において継続的に安定した為替相場の成り立つ通貨であることを前提とする）。このような実体法面における要請は、整合性を保つつ手続法面にも反映されるべきであろう。そうとすれば、執行債権としての不真正外國通貨債権についてこれを金銭債権とみなして金銭執行によることができると解しつつ、一方で、真正外國通貨債権については、金銭執行によることができないと解する必要は、まったくないのではなかろうか。債務名義に表示された実現さるべき給付請求権が、真正外国通貨債権たると不真正外国通貨債権たるとを問わず、両者はともに金銭債権であると解し、金銭執行によるとができると結論すべきであろう。

※

以上は、言うまでもなく、外国通貨債権が執行債権として表示された債務名義上に、何ら本邦通貨の一定額の表示が存在しないことを前提としての議論である。したがって、不真正外国通貨債権にかかる訴訟において、外国通貨債権者が原告として本邦通貨による支払いを裁判上求めうるか、あるいは、債務者が裁判上本邦通貨による代用給付権行使の意思表示をした場合の効力如何、といった問題は、まったく別次元の問題である。

周知のように、かかる問題については、最高裁昭和五〇年七月一五日第三小法廷判決（民集二九巻六号一〇二九頁⁽²⁰⁾）が、「外国の通貨をもつて債権額が指定された金銭債権は、いわゆる任意債権であり、債権者は、債務者に対し、外国の通貨又は日本の通貨のいずれによって請求することもできるのであり、民法四〇三条は、債権者が外国の通貨によって請求した場合に債務者が日本の通貨によって弁済できることを定めるにすぎない」と判示したことを契機として議論がなされている。この事件は、外国通貨債権の債権者が弁済期に弁済をしなかつた債務者の連帯保証人に對して外国通貨によらず本邦通貨による支払いを求めたものである。

最高裁が、債務者による履行遅滞状態にある不真正外国通貨債権の債権者に對して、事實上本邦通貨による給付選択権を与えるという結論を採ったことに対しても、批判が多い。すなわち、民法四〇三条は債務者が外国通貨のほか本邦通貨による支払いによっても免責されることを認めたにすぎない規定であり、けつして債権者に給付選択権を与えることを前提とした規定でないことを理由に、最高裁の見解を支持しないとするものが有力である。⁽²¹⁾しかし、一般論としては、民法四〇三条によれば債務者にのみ代用給付権があると解すべきであるとしつつも、これを徹底すれば、債務者に履行遅滞による為替相場の変動を利用することを可能ならしめ、衡平に反するとの理由から⁽²²⁾、あるいは、事情の変更により、債務者にのみ代用給付権を認めることが不当な結果を生じるときに限って、外

国通貨債権の債権者に本邦通貨による支払請求を認めてもよいと主張するものもあり、かかる立場は、判旨の結論についてのみ是認しようとする。

不真正外国通貨債権のいわゆる代用給付権は、債務者のみに認められ、債権者にはこれがないと解するのが、従来からの民法学者の一般的理解であると思われる⁽²⁴⁾。したがつて、債務者が代用給付権を行使するまでは、債権者は本来の給付たる外国通貨による支払いを請求しうるのみであり⁽²⁵⁾、債権者が代用給付を請求する意思表示をしても、何ら特段の効果は生じないと解される⁽²⁶⁾。債務者に履行遅滞のあるときに、債権者が為替差損を負担するのは確かに不公平と言えようが、かかる損失は、遅延利息により⁽²⁷⁾、あるいは遅延利息以外の損害賠償として認定することにより⁽²⁸⁾、填補されれば足りる。損害賠償による為替差損の填補という方法は、現実問題としては必ずしも容易でなく、かつ迂遠な解決方法であるかもしれないが、債権者があえて不真正外国通貨債権という形態の債権を選択し、債務者に代用給付権を与えたのである以上、かかる結果を甘受するのもやむをえないのではなかろうか。

以上に鑑みれば、債権者は債務者に対して代用給付権を行使せよと請求する権利もないのであるから、不真正外国通貨債権にかかる請求の趣旨としては、裁判上あくまで債権者は外国通貨による支払い（給付）を求めるべきであつて、本邦通貨による支払いを求める権利はない⁽³⁰⁾ということになろう。そうとすれば、債権者は、本邦通貨による支払いをいわゆる代償請求の形で訴求することも、本邦通貨で支払ってよい旨の宣言を求める形で訴求することもできず、かかる支払いを請求することまたは宣言を求めるることは、いずれも実体法上の権利を欠くものとして、棄却されるべきである⁽³¹⁾。

それでは逆に、不真正外国通貨債権の債務者が、訴訟中に、代用給付権を行使するという意思表示をした場合、当該意思表示は原告たる債権者の請求に何らかの影響を及ぼすであろうか。

もちろん、債務者が代用給付権を行使して、現実に適法な換算による本邦通貨の支払いをすれば、それによつて原告の請求権が消滅することは当然である。⁽³²⁾ この場合の換算率は、現実の履行時の相場によると解するのが民法上の通説である。⁽³³⁾ 具体的にどの相場を適用すべきかについて私見を付言しておくと、民法四〇三条の趣旨を、内外通貨の転換の自由を前提として、債権者が給付を受けた本邦通貨を直ちに外国通貨に換えるならば、外国通貨で給付を受けたのとまったく同様の利益を受けることができる点に着目したものであると解する限り、銀行の対顧客直物為替相場のうち、外国通貨売相場によるのが適當であろう。

債務者が代用給付権を行使したときにはじめて、裁判所は本邦通貨による支払いを命ずることができると解するのが、もつとも民法四〇三条の趣旨に適すると述べる見解があるが⁽³⁵⁾、この見解が、あたかも相殺の意思表示のように、債務者において代用給付権行使の意思表示を裁判上なすことができ、当該意思表示は訴訟法上の効果を生じると解するものか否か、必ずしも明らかではない。そもそも、債務者の代用給付権は、単にこの権利を行使して本邦通貨で支払う旨の意思表示をすれば、その表示のみによって本来の債務が消滅し、これに代わって代用の本邦通貨によって支払われるべき債務が新たに成立するというものではなく、現実に代用物たる本邦通貨の支払いがあることにより、本来の給付を免れうるというだけの権利であるのが原則である。⁽³⁶⁾ したがつて、現実に本邦通貨によって支払いをなすという意味での代用給付権の適法な行使がない以上、代用給付権行使の意思表示のみでは、原告の請求には、何ら影響がないと言うべきである。⁽³⁷⁾

以上を総合すれば結局、不真正外国通貨債権にかかる訴訟において、債権者たる原告は、常に本来の給付である外国通貨の支払いのみを請求することとなり、債務者においても、裁判上、代用給付権を行使するということはありえないことになる。そうとすれば、裁判所は、原告の請求に理由があれば、外国通貨による支払いを命じる判決

を下すよりほかない。当該判決主文に一定額の本邦通貨の表示が存在する余地はない。そして、かかる給付判決は、真正外国通貨債権の支払いを命じる判決と、その内容および性質において、何ら変わりはないという結論になろう。

※

以上のように、わが国の内国取引にかかる外国通貨債権の訴訟において、原告たる債権者の請求に理由があるときは、真正外国通貨債権にあっては常に、不真正外国通貨債権にあっても現実に代用給付権の行使がない限り常に、判決主文には外国通貨の支払い（給付）のみが命じられることになる。その主文には、補充的に一定額の本邦通貨の支払いを命じるいかなる付帯条件も宣言も付されるべきではない。⁽³⁸⁾ そして債権者は、当該給付判決をもってそのまま債務名義として、強制執行を申し立てることができる。残された問題は、強制執行の手続きを進めるうえで、どの段階で外国通貨を本邦通貨に換算して、金銭執行手続きに乗せていくことができるかという点である。

きわめて形式的な議論をすれば、純理論的には外国通貨債権の強制執行はあくまで当該外国通貨によって満足させられるべきであるから、金銭債権に対する執行の場合には、債務名義に表示されたのと同種の外国通貨債権を対象として差押手続きがとられなければならないということになろう。しかし、こう解する余地しかないとすれば、外国通貨で表示された判決を債務名義とする強制執行が認められるにもかかわらず、債務者が第三債務者に対して当該外国通貨と同種の外国通貨債権を有していない場合には、執行不能という事態が生じることになる。これは事実上、かかる形式の債務名義を認める実益そのものを否定することにもなりかねない。それゆえ、強制執行手続きにおいては、わが国の法貨たる日本銀行券が公私一切の取引に無制限に通用することを理由に、⁽³⁹⁾ 外国通貨債権の満足も日本銀行券でなされることを認められることを前提として、本邦通貨債権を目的債権とする強制執行が認められている。

外国通貨表示の債務名義をもとに本邦通貨債権を差し押え、差押債権者が当該本邦通貨債権を取り立てることができ、差押債権者が第三債務者から支払いを受けたときは、その債権および執行費用は支払いを受けた額の限度で弁済されたものとみなされるとすれば、理想とすれば、差押債権者が支払いを受けた本邦通貨を直ちに外國為替市場を通じて所期の外国通貨に転換することにより、本来の外国通貨の交付を受けたと同様の結果が生じるのが望ましい。したがって、右にできる限り近い結果を生じる可能性がより高い時点をもって換算できるならば、さしあたつて良しとすべきであろう。

現在の実務上は、債権者による執行が求められる段階で、申立ての前日の相場によつて換算が行われ、以後はその換算された本邦通貨額に従つて手続きが進められているようである。⁽⁴⁰⁾ 具体的にいかなる相場の適用があるかに関しては、必ずしも明らかではないが、直物相場のいずれかであることは容易に推測しえよう。右によれば、差押債権者は、これ以降の為替相場変動の危険を負担せざるをえない。しかし、執行申立段階における換算という方法は、現在考えうる最善の方法と評価しうるのではなかろうか。

執行手続きは、けつして執行機関が職権でその手続きを開始するわけではなく、執行手続きの開始に関する限り、当事者の主導権が認められている。したがつて債権者は、ある程度まで自己に有利と思われる相場時期を選択して執行の申立てが可能である。債権執行にあつては、換価の方法が、その債権の取立権を差押債権者に与えて取立てを行なさしめ、彼が取り立てた金銭をその満足のために利用するという形が原則となつてゐる。そうとすれば、執行機関が公正に関与することができ、外国通貨債権者の被る為替変動の危険を最少限にとどめるべく、彼に現実の取立権が発生するのに最も近い相場という意味では、執行申立時の相場を選択するよりはかない。なおこの場合の具体的な換算相場としては、やはり外国通貨売相場が適当であると考える。

執行申立ての時から、現実に差押債権の取立てが可能となる時までの時間的な長さを勘案すれば、たとえば被差押債権の弁済期における先物相場による換算といった工夫の必要性は感じるものの、現段階においては、実務が採用している以上にすぐれた適当な方法は考えられない。ただし、執行申立ての前日の相場によるよりは、申立時において当日の相場が決定しておれば、その限りで申立時の相場によると考えてもいいのではなかろうか。

結局、債務名義に表示された実現るべき給付請求権が外国通貨の給付を目的とするものであって、当該債務名義に基づいて執行の対象となる金銭債権が本邦通貨債権である場合には、執行債権の執行申立てにおける外国通貨売相場による換算を介すことにより、金銭執行として民事執行法一四三条以下の債権執行手続きに乗せていくべきいいわけである。

※

右の形で外国通貨債権執行手続きを進める場合、超過差押えの禁止、差押えの競合等の判断に關しては、換算後の本邦通貨額を基準に判断することにならざるをえない。

超過差押えの禁止について言えば、目的債権を単位とし、目的債権の価額が執行債権額を超えるときでも、目的債権の全部を差し押さえることができるが（民事執行法一四六条一項）、目的債権が複数の場合、差し押さえた一つの債権の価額が差押債権者の債権および執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない（同法一四六条二項）。右によれば、かりに執行債権が五万米ドルであり、執行申立て時の相場が一米ドル＝一二五円であれば、差押命令が送達された銀行にたとえば執行債務者の各六〇〇万円の定期預金が二口ある場合、一口とも差し押さえることが可能である。しかし、同じ例において、執行申立て時の相場が一米ドル＝一五円であれば、一口の定期預金しか差し押さえることができない。

わが国においては、とりわけ預金債権の差押えについては、執行債権者が差押えを求める場合に、差押えの限度を目的債権の一部（多くは執行債権額にあわせて）にとどめ、差し押さえられる範囲を申立書に明示するのが通例であるといえよう。かかる形で差押命令が送達された場合を考えてみよう。かりに一〇万米ドルの給付請求権が表示された債務名義に基づき、この額の範囲にとどめて、一一〇〇万円の定期預金に対して差押命令が送達されたとしよう。申立時の相場が一米ドル＝一一〇円であれば、この申立てに基づいて送達された差押命令の効力の及ぶ範囲は一一〇〇万円である。その後、この同じ定期預金に対し、やはり一〇万米ドルの給付請求権が表示された別の債務名義に基づいて、この額の範囲にとどめて、別の執行債権者による第一の差押命令が送達され、こちらの申立時の相場が一米ドル＝一五円であれば、第二の差押命令の効力の及ぶ範囲は一一五〇万円ということになるから、このときは差押えの競合が生じることになる。しかし、第一の差押命令にかかる執行申立時の相場が一米ドル＝一〇五円であれば、このときは差押えの競合は生じないことになるわけである。

右に示したように、たとえ執行債権額が同額であっても、外国通貨債権にあっては、申立時の相場が異なつておれば、差押えの効力の及ぶ範囲も自ら異なつてくることになる。執行債権が本邦通貨債権であれば、かかる事態は考えられない。かかる事態は、民事執行法が基調とする平等主義と矛盾するであろうか。この点に関しては、執行債権としての外国通貨債権については、執行機関において可能な限り適正に換算した本邦通貨額を基準に、言わば修正された平等主義がとられているのであると解されるをえまい。

二二、英國Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件の検討

本邦通貨債権の支払いを命じる債務名義に基づいて外国通貨債権を差し押さええることが可能であることはいつま

でもない。被差押適格を有する権利は、内国の権利でなければならないが、そのためには、わが国の裁判権に服する執行債務者に属するとされる権利であれば足りるからである。⁽⁴¹⁾ したがって、外国通貨で表示された債権であつても、右の要件を満たす限り被差押適格を有する⁽⁴²⁾。被差押債権としての外国通貨債権もまた「金銭の支払を目的とする債権」であると解すべきである。

本邦通貨債権の支払いを命じる債務名義に基ついて外国通貨債権の差押えがなされたという具体例は、わが国においては、調べた限りでは見出せなかつた。そこで、このような問題を検討する手がかりとして、近時の英國判例から、Choice Investments Ltd. v. Jeromnimon 事件⁽⁴³⁾をとりあげてみよう。この事件は、およそ以下のような事実の下に争われたものであつて、以下の当事者はすべて英國居住者に該当する。

債権者たるXは、一〇〇〇ポンド余の金銭債権の支払いを請求する訴訟において、債務者Y₁に対する勝訴判決を得た。その約一ヵ月後、Xは、county courtにおいて当該勝訴判決に基づき、Y₂銀行を第三債務者とする差押命令(garnishee order nisi)を取得した。Y₁はY₂銀行に米ドル建て外貨通知預金債権を有しており、その残高は元利合計約一四〇〇ドル余であった。当該外貨預金債権を被差押債権として差押えがなされたわけである。なお、銀行に対し、garnishee order nisi が送達された場合、当該命令は、銀行がそうすべきでないという何らかの理由(たとえば銀行が債権の存否自体をめぐつて係争中であるといった理由)がない限り、一定期間内に、差押債権者または執行裁判所に對して、債務名義に表示された額に相当する額の支払いをなすよう命ずるものである。そして、銀行に特段の理由が無ければ、差押命令は確定し(garnishee order is made absolute)、銀行が支払いをなせば、預金者に對する關係で免責される。garnishee order nisi の送達は、同時に支払禁止(injunction)の効力があり、命令が確定するまで、または、解除されるまで、いつやかの処分が禁じられる。⁽⁴⁴⁾

本件において、county court は、差押命令送達日の前日の外国為替市場における対顧客買相場の終値によって、債務名義表示額および執行費用に見合うだけの米ドル建て債権額を英ポンド建てに転換したうえで差押手続きをとるよう命じたのであるが、これに対して Y₂ が上訴したのが本事件である。主たる問題点は、外貨預金勘定が被差押適格を有する債権に該当するのか、そうであるとしても、county court が命じた換算方法は正しいと言ふのか、という点であった。

前者の問題点について、本件を担当した Denning 判事は、次のように述べた。すなわち、法律上、debts のみが被差押適格を有するとされているのであるが、「私の意見によれば、debts という文言は、本邦において外国通貨をもつて支払われる額を含むものである。それゆえそれは、本件における一三五ハドル五五セント〔本件の通知預金元金〕およびその利息を含むものである。とりわけ、為替管理が撤廃された現在において、右はきわめて望まれる法事情である。そうでなければ、英ポンドによって支払われるべき債務を負いながら、銀行にポンド建て預金を有している債務者は、その預金をポンド建てから外国通貨建てに転換するという簡単な手段によって、常に強制執行を免れてしまうであろう。このようなことは許されない。英ポンドの給付判決の執行のために、本邦において外国通貨で支払われる債務は、差押えが許されるべきである」。⁽⁴⁵⁾

このように、きわめて明快に外国通貨債権の被差押適格を認めている。

差押えの効力の及ぶ範囲およびこれを決定するための換算方法に関しては、次のように判示されている。すなわち、差押命令の送達を受けた場合、銀行は通常の営業の過程のなかでできる限りすみやかに米ドル建て預金のうち必要な額につき支払禁止措置をとる必要があるが、その額は、「支払禁止命令の送達時点において、送達時の対顧客買相場をもつて転換するならば英ポンド給付判決相当額に転換しうるだけの米ドル額である」。⁽⁴⁶⁾ そして、差押命

令が送達されただけの段階においては、当該米ドル建て債権を英ポンド建て債権へと転換することなく、米ドル建て債権としてその性質のまま支払いを差し止めておくが、「差押命令が確定すれば、銀行は、英ポンド給付判決額に見合う必要な範囲で、当該被差押額を米ドルから英ポンドに転換すべきである——そして、その金額を差押債権者に支払うべきである。しかし、(為替変動の影響を被ることによって) 被差押額が、給付判決額を満足するに十分な額を超えるのであれば、そうである限り、銀行はその余剰額を差押えから解放し、請求あれば預金者に払い戻すことになる」⁽⁴⁷⁾。

Denning 判事の述べるところをまとめれば、以下のようになる。すなわち、一定額の英ポンドの給付を命じる判断に基づいて、外国通貨債権に対する強制執行をなすことは可能である。外国通貨債権の債務者を第三債務者とする差押命令が送達されたとき、当該外国通貨債権に対する差押えの効力の及ぶ範囲は、送達時の買相場によって給付判決に表示された英ポンド額(執行費用を含む)に転換しうるだけの外国通貨額相当の部分である。差押命令には、外国通貨債権を英ポンド債権に変更する効力がなく、差押えの効力の及ぶ範囲で、当該外国通貨債権は、外国通貨債権のままの状態で、いっさいの処分が禁止される。差押命令が確定すると、第三債務者は、支払いをなす時点における買相場によって被差押額を英ポンドに転換して、差押債権者にこれを支払うことになる。この時、為替相場の変動によって、被差押額から転換された英ポンドの金額が給付判決に表示された金額を超えるときは、その余剰額は執行債務者に返還され、転換された英ポンドの金額が給付判決に表示された金額に満たないときは、その転換額の全額が差押債権者に支払われることになる(差押えの効力の及ばない部分からこれ以上の支払いがなされることはない)。したがって、右の手続きによれば、差押命令送達の時から換価の時までの為替相場変動の危険は、差押債権者が負担するという結果になる。

Denning 判事は、かかる手続きをとる根拠として、「この手続きが銀行に不利になる理由がない」⁽⁴⁹⁾ とだけ述べ、こうすることにつき、それ以上の根拠を示していない。

なお、本件判旨中の買相場 (buying rate) について付言しておくと、判旨中に明確な記述は存在しないが、おそらく金利要因を含まない電信買相場 (telegraphic transfer buying rate — いわゆる T. T. B. rate) を指すものと思われる。

四、本邦通貨債権を執行債権とする外国通貨債権に対する執行手続き（本邦通貨の給付を求める債務名義に基づく外国通貨債権の差押え）——本邦居住者外貨預金の差押えについて

わが国において、本邦通貨の給付を求める債務名義に基づいて外国通貨債権を差し押さえるという事態が生じるとすれば、事実上、被差押債権のほとんどは、銀行を第二債務者とする外貨預金債権ということになろう。以下では、本邦居住者外貨預金の差押えを念頭に、この問題を考えることとする。

外貨預金債権も預金債権であるから、金銭消費寄託契約に基づく債権であることは言うまでもないが、この債権は、真正外国通貨債権であろうか、それとも、不真正外国通貨債権であろうか。

外貨預金の払戻しにあたって、外国通貨によって払戻しを受けるのか、または本邦通貨によって払戻しを受けるのかに関する給付選択権は、払戻しの請求があった時に外国為替市場が開かれていることを前提として、第一次的には債権者たる預金者にあるものと考えられる⁽⁵⁰⁾。しかし、預金者が外国通貨による払戻しを求めた場合であっても、債務者たる銀行が当該外国通貨を入手しえない場合には、当該通貨による弁済でなくとも債務不履行ならぬいよ

うに外貨預金規定において手当てがなされている。⁽⁵¹⁾かかる場合には、預金者による給付選択権の明示的な行使がない場合には、為替管理法規の許容する範囲内で、銀行に民法四〇三条に基づく代用給付権が認められているものと考えられよう。したがって、外貨預金債権は、この限りにおいて、不真正外国通貨債権であると言つことができる。

※

債権執行にあたっては、差押えをしようとする債権が外国通貨債権である場合に限らず、およそどの債権につきどの限度で差押えがなされるべきか、という点が明らかにされなければならない。端的に言えば、被差押債権の特定の問題と差押えの効力の及ぶ量的範囲の確定の問題である。このうち前者の問題については、外貨預金であろうと、円建ての預金であろうと、ある程度概括的に客観的みてどの債権であるかわかる程度に特定されれば足りると解せばよい。⁽⁵²⁾検討を要するのは後者の問題である。

まず、超過差押えの禁止に関する民事執行法一四六条一項の制限がある。執行債権額が本邦通貨によって表示されており、目的債権額が外国通貨によって表示されている場合には、右の執行法一四六条二項の制限を満足すべく、差押えの時点で、執行債権価額と目的債権価額とを同一尺度で比較する必要が生じる。同一尺度とは、執行手続きを進める上での便宜に鑑みれば、法貨たる日本円ということになろう。したがって、外国通貨債権に対する差押命令が送達された場合には、目的債権たる当該外国通貨債権の価額を、差押えの効力が生じる時点すなわち命令が第三債務者のもとに送達された時点において、本邦通貨を共通尺度として執行債権額と比較する必要がある。

右によれば、かりに執行債権が一〇〇万円の場合、差押命令の送達を受けた時点の為替相場が一米ドル＝一〇円であるとすれば、目的債権として各一〇万米ドルの外貨定期預金が二口存在したとしても、そのうちの一 口の外貨定期預金の差押えのみが許されることになる。しかし、その時の為替相場が一米ドル＝一〇五円であれば、二口

とも差し押さえることが可能であるということになろう。

先の英國判例は、この場合の換算相場として電信買相場を採用したようであるが、買相場を換算尺度として採用することは疑問である。売相場にせよ買相場にせよ、かかる相場は銀行の対顧客相場である。すなわち、銀行が顧客に対して本邦通貨と交換に外国通貨を売却または購入する際に適用される相場であり、市場相場を基準として一定幅の銀行マージン（利ざや）を乗せて加減して算出されるものである。⁽⁵³⁾ 執行手続きの過程における執行債権価額と目的債権価額との同一尺度による比較という目的に照らせば、かかる銀行マージンを勘案する必要はまったく無いと言えよう。したがつて、この場合の換算率は、当日の市場動向をもつと的確に反映して決定される仲値によるべきである。

次に、執行債権者が差押えを求めるに際して、執行債権額にあわせて差押えの限度を目的債権の一部にとどめ、差し押さえられる範囲を申立書に明示した場合についてはどうか。

かかる申立てに基づいて差押命令が送達された場合にも、第三債務者が命令の送達を受けた時点の為替相場によって目的債権たる外国通貨債権価額を評価して差押えの効力の及ぶ量的範囲を決定することになるが、これに関連して、同一の外貨預金に対する重複差押えがあつた場合に、以下のような問題が生じる。

かりに一八〇〇万円の給付を求める債務名義に基づき、一八〇〇万円の範囲にとどめて、二九万五〇〇〇米ドルの外貨定期預金に対する差押命令が送達されたとしよう。送達を受けた時点の相場が、一米ドル＝一二〇円であるとすれば、当該差押えの効力の及ぶ範囲は、一五万米ドルということになる。後日、同じく一八〇〇万円の給付を求める債務名義に基づいて、やはりこの範囲に限つて、重ねて同じ外貨定期預金に対して、別の債権者による差押命令が送達された時に、当日の相場が一米ドル＝一二五円であったとすれば、当該差押えの効力の及ぶ範囲は一四万

四〇〇〇米ドルということになつてしまふ。執行債権が同額の場合に、これは不都合な結論であろう。すなわち、第一の差押命令にかかる執行債権額も第二の差押命令にかかる執行債権額も同じく一八〇〇万円であり、かつ、同一の外貨預金を差し押さえたにもかかわらず、差押えの効力の及ぶ範囲に差異が生じることによつて、執行債権の現実の満足にも差異が生じることになり、民事執行法が基調とする平等主義が覆えられる結果となろうからである。かかる不都合な結果を避けようとするならば、目的債権たる外貨預金額の評価尺度については、同一債権に対する重複差押えが許されており差押債権者間では平等主義が基調とされていることに鑑みて、最初の差押命令が送達された時点で適用された換算率を、これ以降の差押えについても維持せざるをえないのではなかろうか。

こう解することは、第三債務者にとっても執行手続上の便宜を提供する。すなわち、同一の外国通貨債権に対する重複差押えがあった場合、第三債務者のなす供託に関する民事執行法一五六条の規定に関連して、当該供託が同一条項に基づくいわゆる権利供託なのか、同二項にいわゆる義務供託となるのか、を判断する際にも、各差押えの効力の及ぶ範囲を共通の換算率によって導くことが明快な解決方法となるからである。したがつて、先の例において、二九万五〇〇〇米ドルの外貨定期預金に対し一八〇〇万円の範囲で差押命令が送達され、その時点の相場が一米ドル＝一二〇円であった場合、同じく一八〇〇万円の範囲で第二の差押命令が送達されたときは、その後の為替変動にかかわりなく、当該外貨定期預金に対する差押えの競合が生じることになる。

以上をまとめると、本邦通貨の一定額の給付を求める債務名義に基づき、執行債権者が差押えの限度を執行債権額にあわせて目的債権たる外国通貨債権の一部に限つて差押えを求め、これに従つて差押命令が送達された場合は、送達を受けた時点の為替相場（当日の仲値）を用いて目的債権額を評価することによって差押えの効力の及ぶ範囲を確定することになるとともに、以後重複差押えが生じた場合の換算率も、最初の差押時ににおける換算率が

そのまま適用されるということになる。なお、第三債務者は、差押債権者に対して、一定の事項を陳述することによって執行に協力する義務を負うが、かかる第三債務者の陳述書には、右の換算率を表示すべきであろう。この手続きにおいて、換算を行なうのは第三債務者にはかならないからである。

※

外貨預金を差し押さえた差押債権者は、民事執行法一五五条一項本文に基づき、銀行に差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てる権能を与えられる。差押債権者は、法律の規定によつて差し押さえた債権の取立権能を付与されたわけであるから、自己の名において取立てのために必要な裁判上、裁判外のいっさいの行為をなしうる。したがつて、彼が弁済期の到来した外貨預金を取り立てようとする場合には、取立権者として、本邦通貨による給付選択権を行使しうるであろうし、現実に、行使することとなるであろう。

差押債権者が、本邦通貨によつて外貨預金を取り立てる場合に適用される換算率は、現実に取立てをなす時点における電信買相場である。この換算率の適用は、本邦通貨による払戻しに関する外貨預金規定において約定されている。⁽⁵⁴⁾ したがつて、差押えの効力が生じた時点から、実際に取立てがなされるまでの間に、為替変動が生じているのが通常であろう。

かりに、差押債権者が一五万米ドルの外貨定期預金を一二〇〇万円の範囲で差し押さえ、銀行が差押命令の送達を受けた時点の為替相場（仲値）が一米ドル＝一二〇円であるとすれば、当該外貨預金に対する差押えの効力の及ぶ範囲は一〇万米ドルである。差押債権者が取立てをなす時点の電信買相場が一米ドル＝一五円であれば、彼が取り立てうる額は一一五〇万円ということになる。取立権の範囲は、差押えの効力の及ぶ範囲に限られるから、残りの部分について取立てをなすことはできない。この場合、債権者は改めて債務者の他の財産を差し押さえて満足

を受ける余地がある。一方、逆に取立てをなす時点の買相場が一米ドル＝一二五円であれば、差押債権者は一二五〇万円を取り立てることが可能となるが、彼が支払いを受けうるのは、自らの執行債権および執行費用の額を限度とするから（民事執行法一五五条一項但書き）、彼は、余剰額を直接に執行債務者たる預金者に返還する措置を講ずべきことになる。

※

外貨預金を対象とする執行手続きは、およそ右に示したように整理しうると思われる。また、仮差押えについても、さしあたって、右に準じて考えてよいのではないかと思う。なお、最後に、第三債務者たる銀行が供託をなす場合の換算率について付言しておく。銀行が差し押さえられた外貨預金の供託をなす場合には、おそらく代用給付権を行使して本邦通貨によってこれをなすであろうし、本邦通貨による供託は関係者にとってむしろ歓迎すべきことであろう。この場合の換算率は、払戻しに準じて、現実に供託をなす時点の電信買相場と解されよう。

- (1) 本稿においては、「居住者」の用語を、外為法六条一項五号および六号の定義に従って用いる。
- (2) 和島雄二＝樋口洋朗他・外国為替（新銀行実務総合講座第六巻）（昭和六二年）五一四頁。
- (3) 同前。
- (4) たとえば、飯田泰弘＝式場正昭他「座談会・外貨債権をめぐる諸問題(1)～(7)」手形研究二六二三号（昭和六〇年）四頁以下～同三七一号二三二頁以下参照。
- (5) 三ツ木正次「外国通貨表示の給付判決の可否」ジュリスト一八九号（昭和三九年）三〇七頁、澤木敬郎＝石黒一憲他・国際金融取引法2（法務編）（昭和六一年）九四頁。

- (6) 畑口紘「外国の通貨による金員の支払について執行不能のときの代償請求として日本の通貨による支払を求める訴の適否」ジユリスト四一七号（昭和四四年）一三四頁、牧瀬義博「外国の通貨をもつて債権額が指定された金銭債権と日本の通貨による請求他」判例タイムズ三三三号（昭和五一年）九八頁。
- (7) 田尾桃二「外国の通貨をもつて債権額が指定された金銭債権と日本の通貨による請求」法曹時報三〇巻四号（昭和五三年）一一一頁参照。

(8) 鈴木五十三「外国通貨をもつて債権額が指定された債権の円貨による裁判上の請求については口頭弁論終結時の外国為替相場により換算して判断すべきであるとした判断と民法四〇三条」ジユリスト六一二号（昭和五一年）一一一頁。ただし、右の論稿は、強制兌換の原則を批判するものである。

(9)かかる見解は、外国通貨債権の債権者が、本来の外国通貨の給付に代えて、本邦通貨による支払いを請求した際に、裁判所が本邦通貨の給付を命じた点を捉えて展開されたものであり、裁判所が外国通貨による給付を主文において命じた例に対する直接的な批判ではない。

- (10) *Mijiangos v. George Frank (Textiles) Ltd.* [1976] AC 443, [1975] 3 All ER 801, HL.
- (11) 鈴木忠一『三ヶ月章編・注釈民事執行法(2)』(昭和五九年)六頁〔鈴木忠一・第二章第一節概説〕(四)。
- (12) 兼子一・強制執行法(増補版)(昭和二六年)一五八頁、宮脇幸彦・強制執行法(各論)(昭和五三年)二二一四頁。
- (13) 兼子・同前、宮脇・同前四頁。
- (14) 森下国彦「通貨交換取引の法的性質についての一考察」金融法務事情一三四六号(平成五年)一一頁参照。
- (15)かかる趣旨であるか必ずしも明らかではないが、飯田一式場・注(4)前掲手形研究三六五号六四頁飯田発言参照。
- (16) 鈴木忠一・注(11)前掲一〇頁。
- (17) 同前。
- (18) 奥田昌道編・注釈民法(10)(昭和六一年)一三八頁〔山下末人・四〇一条注釈II(2)ア〕。

(19) 岡垣學・強制執行法概論（昭和五一年）一九〇頁参照。

(20) 本件に關する主たる判例研究として、大塚正民「外國の通貨をもつて債権額が指定された金錢債権と日本の通貨による請求他」民商法雑誌七四巻三号（昭和五一年）四五一頁以下、藤田泰弘「外國為替及び外國為替管理法並びに外國為替管理令に違反する保証契約の私法上の効力」判例評論一〇九号（昭和五一年）三三〇頁以下、五十嵐清「弁済の通貨」ジユリスト六一五号（昭和五一年）二一八頁以下、田中徹「弁済の通貨」涉外判例百選（増補版）（別冊ジユリスト16）（昭和五一年）二三二頁以下、板村丞二「外國通貨表示の債権について円貨により請求することの可否と換算方法等」立命館法学一四七号（昭和五四年）一三三頁以下、後藤明史「弁済の通貨」涉外判例百選（第二版）（別冊ジユリスト87）（昭和六一年）一〇〇頁以下、牧瀬・注（6）前掲九四頁以下、田尾・注（7）前掲一〇三頁以下、鈴木（五）・注（8）前掲二一〇頁、五十嵐・注（20）前掲二一九頁。

(21) 鈴木（五）・注（8）前掲二一〇頁、五十嵐・注（20）前掲二一九頁。

(22) 田中・注（20）前掲二二二頁。

(23) 大塚・注（20）前掲九八頁。

(24) 梅謙次郎・民法要義卷之三債権編（大正元年）二四頁、勝本正晃・債権法概論（総論）（昭和一四年）一三〇頁、松坂佐

一・民法訂要債権総論（新版）（昭和四一年）四三頁、奥田昌道編・注釈民法（昭和六二年）一四三頁〔山下末人・四〇三条注釈I〕。

(25) 三ツ木・注（5）前掲三〇八頁。

(26) 鈴木（五）・注（8）前掲一二〇頁。

(27) 同前。

(28) 五十嵐・注（20）前掲二二〇頁。

(29) 田中・注（20）前掲二二二頁。

(30) 鈴木（忠）・注（11）前掲九頁。

- (31) 三ツ木・注(5)前掲三〇八頁、なお、神戸地裁昭和三七年一月一〇日判決(下民集二三巻二二九三頁)参照。
- (32) 鈴木忠・注(11)前掲前掲九頁。
- (33) 我妻栄・新訂債権総論(昭和三九年)三八頁、於保不二雄・債権総論(新版)(昭和四七年)四六頁、勝本・注(24)前掲一三〇頁、松坂・注(24)前掲四三頁。
- (34) 中川善之助・全訂民法(中)(昭和三四年)二九頁。
- (35) 五十嵐清「弁済の通貨」涉外判例百選(別冊ジュリスト16)(昭和四二年)九一頁。なお、これに関連して、外国通貨表示の外国給付判決について、当該外国判決に基づいて執行判決が求められる場合には、当該訴訟の事実審口頭弁論の終結時までに、債務者たる被告において、その債権の準拠法がいずれの国の法律である、またその国の法律によるとき代用給付権があると否とにかかわらず、その現実の履行がわが国でなされる限り、民法四〇三条の代用給付権の行使が許されるとする見解がある(三ツ木正次「外国通貨表示の給付判決の可否」ジュリスト三八〇号(昭和四二年)一四四頁)。
- (36) 鈴木忠・注(11)前掲八頁。
- (37) 同前・九頁、田中・注(20)前掲二二三一頁。
- (38) 言うまでもなく、当事者があらかじめまたは裁判手続中に外国通貨債権の本邦通貨への換算およびその率を具体的に合意すれば、裁判所はこれに拘束されるし、債権者が外国通貨債権に代わる履行として本邦通貨に換算して支払いを求める権能を付与されている場合にこの権能行使すれば、裁判所はこれに拘束されよう。これらの訴訟にかかる判決主文は、当然に本邦通貨の支払い(給付)を命じるものとなる。
- (39) 牧瀬・注(6)前掲九九頁。
- (40) 桃尾重明「外貨債権と内国通貨による支払」金融法務事情一〇二二八号(昭和五八年)五頁。
- (41) 中野貞一郎・民事執行法(下巻)(昭和六二年)五二三頁。
- (42) 鈴木忠一「三ヶ月章編・注釈民事執行法(4)(昭和六〇年)三六八頁(稻葉威雄・一四三条注釈)、兼子・注(12)前掲

(43) Choice Investments Ltd. v. Jermonimon [1981] QB 149, [1981] 1 All ER 225, CA.

(44) [1981] QB 155.

(45) *Id.* 156.

(46) *Ibid.*

(47) *Ibid.*

(48) *Id.* 157-158.

(49) *Id.* 157.

(50) 預金者が選択権を行使するにあたって、為替管理法規の制約を受けぬことは言つまでもない。

(51) たとえば、かへる銀行外貨預金規定3(2)「外貨による払戻しの場合は、通貨の種類によっては取り扱いできないことがあります。特に、入手困難な貨幣による払戻しはお断りすることがあります。」

(52) 吉原省三「銀行預金に対する差押え」新実務民事訴訟法講座12(昭和五九年)二七八頁。

(53) 太陽神戸銀行外国業務部編・外国為替の概要(昭和五三年)二六頁。

(54) たとえば、さくら銀行外貨預金規定3(1)「外貨預金からの円貨による払戻しの場合は、為替予約ある場合は予約相場を、その他の場合は当行所定の電信買相場を適用します。」

〔追記〕

本稿は、その執筆に着手する段階において、川嶋四郎助教授(熊本大学)より、また、およその構成がなった段階において、徳田和幸教授(名古屋大学)より、専門的見地からさもさもな御助言をいただいたものである。両先

生の御教示を生かすことができず、恐縮の至りである。

なお、銀行実務に関する資料の収集に関しては、業務多忙にもかかわらず、さくら銀行名古屋支店の中嶋恵津子さんより、きわめて好意的な御協力をいただいた。